

■ 学校団体の範囲(小学校・中学校・高校)

1. 学校団体とは？

当館における「学校団体」とは、学校教育法に基づき設置された、小学校・中学校・高等学校を指します。

2. 対象となる学校

- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 高等専門学校(1年生～3年生のみ)
- 特別支援学校
- 国内外を問わず、公立・私立のいずれも対象

3. 学校団体に含まれない例

以下の団体は、当館では「学校団体」には該当せず、「一般団体」扱いとなります。

- 幼稚園
- 保育園
- こども園(学校附属も含む)
- 学童保育
- 高等専門学校(4年生以上)
- 専門学校
- 大学
- 大学院